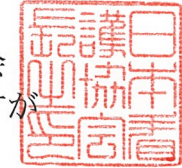


平成 29 年 4 月 26 日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
部長 堀江 裕 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



精神保健福祉施策の推進に関する要望

厚生労働省社会・援護局障害福祉部におかれましては、日頃より国民の障害福祉施策の充実のためにご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

近年、精神障害者数は320万人以上となっており、その障害程度等にかかわらず、安心して自分らしく暮らすことができるよう地域包括ケア体制を構築することが求められています。「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療連携体制等のあり方が示され、今後はこれらが一層推進されることを期待しております。

一方で、平成28年7月には相模原市において、大変痛ましい事件が起きました。この事件については、その検証が速やかになされたことは大変評価しております。これを受け、現在「精神保健福祉及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正案」が提出されており、措置入院者の措置解除後の医療継続を支えるための精神障害者支援地域協議会を設けることが図られています。これは、保健所設置自治体にとって新たな取り組みであり、その機能・役割を発揮するための人材の確保と力量形成のための研修が必要です。さらに、措置入院患者における退院後の医療継続及び生活支援の効果的なあり方について、今後の退院後の関与事例を積み重ね、評価を行うことを通じて、明らかにすることが必要です。

こうしたことに鑑み、精神保健福祉施策の充実については、次の事項にご尽力を賜りますよう強く要望いたします。

要 望 事 項

1. 精神保健福祉分野を担当する自治体保健師の人材確保や力量形成を図られたい
2. 措置入院患者の退院後の支援に関する事例を収集し、医療の必要性を含め、その病態像や支援の実態を明らかにし、効果的な支援の方策を図られたい